



## 令和4年第4回（12月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
公明党 代表質問 草尾 勝司 議員	6. 本市における生命の安全教育について (1) 本市中学校における「がん教育」をさらに充実するために、外部講師などを活用することについて (2) 自己肯定感を育み、自分と相手を大切に作る「生きる教育」をふまえた本市の取り組みについて（田島南小中一貫校での「生きる教育」全学年公開授業を視察して）	資料6/ 教育指導室
	1 1. 市民の安心・安全のための見守りについて (2) 子どもの登下校時における見守りについて ①登校時にかかるICT活用状況について ②ICTタグを活用した登下校における子どもたちの「見守りビーコン」の導入を求めている	資料7/ 教育指導室
日本共産党 代表質問 岡田 英樹 議員	2. 富田林市の保育事業の充実を求めて (8) 富田林市の幼稚園、保育所のあり方基本方針について ②幼稚園のトイレの改修と、保育室への早急なエアコン設置を	資料8/ 教育総務課
	3. 物価高騰のなかでの、市民の暮らしを応援する、緊急対策と施策を (4) 学校給食の無償化の着手を (5) 金額は少なくとも、市独自で大学生のために給付制の奨学金制度を	資料9/ 学校給食課 教育指導室
個人質問 中山 佑子 議員	1. 相次いで死傷者が出てしまった富田林だんじり (3) 本市は、だんじりという伝統文化をどのように認識していますか。	資料10/ 文化財課
	6. とんだばやし発見出前講座について 本年11月12日、富田林きらめき創造館(通称T o p i c)において、財政課と行政課の出前講座及びSIMとんだばやし2030の体験ゲームを企画していましたが、とんだばやし発見出前講座実施要綱第8条第1項第2号に該当するとして、取り消されました。同要綱8条は、次のとおり規定されています。 「推進本部は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本講座の実施を許可せず、開催中であっても講座を中止することができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。 (2) 政治、宗教又は営利を目的とするおそれのあるとき。 (3) 本事業の目的に反すると認められるとき。 2号の「政治、宗教又は営利を目的とするおそれのあるとき。」で中止することができるとするのは、あまりに広範と言わざるを得ません。 この点につき、堺市生涯学習まちづくり出前講座実施要綱は、第2条第2項第2号で『特定の政党又は宗教を支持し、又は反対することを目的とした集会等を行うおそれがあるとき。』と規定しています。 教育基本法第14条1項は、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と規定され、2項で「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定しています。本市の規定の仕方であれば、教育基本法第14条に抵触するのではないのでしょうか。堺市生涯学習まちづくり出前講座実施要綱を参考にすべきと考えますが、本市の見解をお聞かせ下さい。	資料11/ 生涯学習課

1. 子育てするなら富田林をいっそう目指して

(1) 学校教育施設について

- ① 各小中学校が開校してからの年数、施設の築年数、及び耐震化工事の状況等について聞く
- ② 学校教育施設長寿命化計画の進捗状況及び今後の課題と展望について

(2) 現在の小中学校のトイレ改修整備状況について

(屋内運動場も含めて)

- ① トイレ改修は洋式化だけではなく和式のままの改修等、他の改修整備も行われているのか具体的に問う
- ② 令和元年度末の洋式化率は小学校 33.8%、中学校 33.6%との以前答弁があったが、その後現在までの3年間でどの程度整備されたか、また、今後の計画は

(3) 子どもたちの安心安全を求めて

- ① 府内各自治体の小中学校屋内運動場の空調設備設置状況について
- ② 本市小中学校施設全体の空調整備の進捗状況、今後の計画・展望を聞く

**【答弁】**

それでは、1. 子育てするなら富田林をいっそう目指しての(1)から(3)につきまして順次お答えいたします。

まず、(1)の①についてお答えいたします。

小学校では、富田林小学校・新堂小学校・喜志小学校・錦郡小学校・東条小学校が本年度150周年を迎えました。一番新しい向陽台小学校が開校から32年、中学校では、第一中学校が75年、一番新しい明治池中学校が32年を迎え、現在の鉄筋コンクリート造の校舎は小学校の一番古い

校舎で建築後 57 年、中学校の一番古い校舎で建築後 59 年が経過し旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）で建築され、耐震補強が必要と認められた校舎・屋内運動場につきましては、阪神大震災を教訓に平成 9 年から平成 26 年の間に耐震補強工事を実施し、全ての小中学校において健全性が確保されています。

一方で、新耐震基準（昭和 56 年 6 月以降）で建築された鉄筋コンクリート造の施設については、小学校では 9 校で 19 棟、中学校では 4 校で 12 棟ございますが、築 30 年を経過している施設の割合の多いことから、構造躯体の健全性を把握するために、コンクリートの圧縮強度試験及び中性化の進行状況の確認を行い、コンクリートコア調査報告書として整理しております。

続きまして、(1) の②についてお答えいたします。

学校教育施設は、将来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活する場であることは勿論、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設です。そのため、学校教育施設の老朽化対策は、先送りできない重要な課題と考えております。

そこで令和 3 年度に策定した「富田林市学校教育施設長寿命化計画」に基づき、学校教育施設の実態をハードとソフトの両面から把握し、学校教育施設に求められる機能・性能を確保し、予防保全的な維持管理、計画的な改修等を通じてライフサイクルコストの縮減と中長期的な視点からの財政負担の軽減・平準化を図りながら改修を進めているところです。現在は老朽化状況調査において、「早期の対応が必要である（D 評価）」と判断された施設につきましては、学校教育施設の安全面・防災面の課題である安全性の確保を最優先に建物の屋根・屋上、外壁の部位改修等を順次実施したうえで機能回復を図っています。また、「広範囲に劣化（C 評価）」と判断された施設につきましても安全性に問題があると判断した場合は、併せて

事業実施しているところでございます。

以上のことから、今後も学校教育施設の維持・更新にあたりましては、トータルコストの縮減、予算の平準化を図りながら効率的・効果的に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の①についてお答えいたします。

学校トイレにつきましては、従前は便器に直接肌が触れる洋式トイレは避けられる傾向が見られましたが、ライフスタイルの変化に伴い、家庭でも洋式トイレが主流となりました。

このようなことから、平成13年度から23年度にかけて、多目的トイレの整備を中心に各学校で1箇所のトイレ整備を完了し、平成24年度から令和元年度にかけては、改修を行う大便器については、全て洋式を基本に、各学校の整備箇所を2箇所に増やして、洋式化改修、乾式化改修など快適なトイレ環境の整備を進めてまいりました。現在は、LED照明の採用による省エネ化、自動水栓等非接触型器具等の採用による感染症対策を行い、更に今年度からは災害時の避難場所となる屋内運動場のトイレにも洋式便器の設置を進めているところでございます。

次に②についてお答えいたします。

現在の本市学校トイレの洋式化率は、小学校は37.9%で令和元年度末から洋式便器を44か所設置し、合計414か所、4.1ポイントの増、中学校で38.2%で令和元年度末から洋式便器を25か所設置し、合計191か所、4.6ポイントの増となっております。

今後も学校からの要望や意見も参考にしながら引き続き、計画的に快適なトイレ環境の整備に、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、(3)の①についてお答えいたします。

府内43自治体の小中学校屋内運動場の空調設置状況につきましては、令和4年9月の時点で、100%設置が12自治体、一部設置が13自治

体、未設置が18自治体でございます。設置数につきましては簡易的なスポットエアコンもカウントしております。

次に②についてお答えいたします。

本市では、小中学校のすべての普通教室や支援教室、音楽室・パソコン室・図書室などの特別教室については空調の整備が完了しておりますが、その他の特別教室や屋内運動場につきましては未整備の状況となっております。

すべての学校施設に空調設備を整えるためには、設置していく順序や教室間の優先順位、整備後の維持管理費用などの様々な課題があり、中でも財源の確保が大きな課題となっております。

今後も補助金制度の活用等が不可欠となることから、その時の情勢に応じた最適の選択を行いながら、空調整備について引き続き調整し、子どもたちの健康を守り、より良い教育環境の整備に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

1. 地域総合拠点の開設と今後の展開について聞く。

- (1) 地域総合拠点開設の経緯と役割について。
- (2) こどもの安全性確保や教育現場の負担等について。
- (3) 今後の展開方法・見通しについて。

**【答弁】**

それでは、1. 地域総合拠点の開設と今後の展開について聞くの(1)から(3)につきまして順次お答えいたします。

まず、(1)についてですが、本市では、児童生徒数の減少が進むなか、余裕教室の活用を図るために、平成26年5月に「余裕教室活用指針」を策定しました。

指針策定後は、余裕教室を少人数教室や英語教室などに活用したり、学校教育以外では学童クラブや防災備蓄倉庫等へ転用するなどして活用を図っておりましたが、昨今では、学校・地域・家庭が連携・協働し、地域一体となって子どもたちの成長を支えていくことが求められるようになり、地域の活動拠点の場として、余裕教室の活用を再検討する必要性があるとの考えのもと、令和4年3月に指針の改定を行いました。

内容としましては、地域とともに子どもたちの豊かな心を育てていくことは重要であると認識し、学校教育以外の活用形態としては学校を取り巻く地域で活動しておられる保護者や地域団体に対して「地域総合拠点」を活動の場として提供するものでございます。

今年度は指針に基づき、条件の整った富田林小学校、久野喜台小学校、寺池台小学校、向陽台小学校、彩和学園明治池中学校の5校を整備し、来年1月から供用開始に至りましたので、今後は地域力向上の寄与となるよう努めてまいります。

続きまして(2)についてですが、児童生徒をはじめ学校施設内の安全

確保は最優先となることから、施設面の動線については安全面の視点から十分に考慮するとともに、非常時における連絡体制、協力体制を整えてまいります。

また、利用団体の管理責任を明確にし、活用内容を十分に確認するとともに、利用時の事故や損害等について管理責任者が責任をもって処理する必要があることから、団体登録時にはきちんと説明を行ったうえで、安全安心に利用してもらえる働きがけを行ってまいります。

施設整備にあたりましては、学校現場とヒアリングを行い、学校運営への支障、学校現場への負担をかけない機械警備の改修を中心とした各教室の整備を行っておりますが、今後利用される団体様には、「富田林市立教育施設使用条例」、「富田林市立教育施設使用条例施行規則」、「富田林市地域総合拠点事業実施要綱」、「地域総合拠点使用の内規」のルール遵守を前提とした施設利用のご協力をお願いしてまいります。

最後に（３）についてですが、地域総合拠点の整備については、余裕教室活用指針に基づき、当該学校と十分な協議を行ってうえで転用を図り、他の学校区にも順次広げていく予定をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

4. 不登校児童生徒への取り組み状況と支援体制について

- (1) 不登校児童生徒への情報提供について
- (2) 校内適応指導教室の現状について
- (3) ICTを活用した取り組みについて
  - i ハイブリット型授業の実施状況について
  - ii オンラインによるスクールカウンセラーとの面談の実施について
- (4) フリースクールへ通う児童生徒への補助制度導入について

**【答弁】**

4. 不登校生への対応についての(1)から(4)について順次お答えいたします。

まず、(1)についてお答えいたします。

本市では、学校以外の学びの場や居場所情報を掲載したリーフレットを令和2年度に作成しました。このリーフレットにつきましては、児童生徒の様子や保護者の意向を踏まえながら、保護者懇談会や家庭訪問をはじめ、個別相談時に配付し、教員が児童生徒や保護者へ居場所を説明するための資料として活用しております。

次に、(2)についてお答えいたします。

校内適応指導教室につきましては、令和2年度に開設し、今年度で3年目を迎えております。開設当初は1名の指導員に対して市内の中学校で50名の利用でございましたが、昨年度から指導員を2名増員したこともあり、本年度は2学期現在で81名が利用しております。また、その内訳につきましても、開設当初は対象が中学生のみでしたが、令和3年度より、小学生も利用できるようにしたことで、現在では、小学校からのニーズも高まってきております。

次に、(3)についてお答えいたします。

現在、本市では、コロナが理由で登校できない児童生徒や不登校児童生徒に対し、それぞれの状況に応じて、ハイブリット型授業、授業支援ソフトを活用した学習支

援、デジタルドリルを活用した課題提示等の対応を行っております。こうした支援方法については、個別の家庭訪問や保護者への連絡の際に周知しており、学校の授業に家庭からでも参加できる、いわゆるハイブリット型授業につきましては、現在22名の児童生徒に実施しております。

また、こうした学習支援に加えて、子どもたちの心のケアも必要と考えております。現在は、担任による面談やオンライン面談も実施することで、心のケアにも取り組んでおりますが、他の誰かと繋がれる機会の提供という意味では、議員ご指摘のスクールカウンセラーによるオンライン面談につきましても、児童生徒のニーズに応じて実施できるよう、検討してまいります。

次に、(4)についてお答えいたします。

フリースクールへ通う児童生徒への補助制度の研究につきましては、これまで大阪市の塾代助成事業をはじめ、他府県先進市の助成事業等について情報収集してまいりました。金額や対象要件等は、各自治体によって様々ではありましたが、議員ご指摘のとおり、補助制度の導入により児童生徒が早期に継続した支援につながることは重要だと考えております。本市教育委員会といたしましては、フリースクールへの通室も含め、児童生徒が誰かとつながりを持つことは重要であると認識しておりますことから、既存の制度の見直しやより柔軟な適用を含め、具体的な支援につながるよう、検討してまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

## 4. 通級指導について

- (1) 小中学校における通級指導教室の設置状況について
- (2) 現在設置されている通級指導教室での支援の状況について
- (3) 児童生徒の希望に沿った通級指導の課題とその対応について

## 【答弁】

4. 通級指導についての(1)から(3)について、順次お答えいたします。  
まず、(1)についてお答えいたします。

平成18年3月31日付文科省通知により『通常学級に在籍している学習障がい「LD」・注意欠陥多動性障がい「ADHD」の児童生徒であって、一部特別な指導を必要とするものについては、通級による指導を実施できる』こととなりました。本市でも、こうした児童生徒を対象とする通級指導教室を設置しており、現在は小学校15校、中学校4校に設置しております。

次に(2)についてお答えいたします。

通級指導教室での支援の状況についてでございますが、特別支援学級在籍児童生徒は、児童生徒の障がいに応じて特別の教育課程を組み、指導や評価を行うのに対し、通級指導教室では通常学級に在籍しながら、一人ひとりの状況に応じて、コミュニケーション力や自己肯定感、自尊感情などを育むための一部特別な指導を週に1～数回行っております。例えば、実際の友達とのトラブルを振り返り、先生と1対1で「何と言えば良かったのか」、「どう行動をすれば良かったのか」などを会話の中でゆっくり整理することで、これからの友達との関わり方を一緒に考えます。また、一日の行動を先生と一緒にカードに書き、次の行動は何か確認することで先の見通しを持つことで、新しい活動への不安を取り除いたりします。このような通級指導教室での支援により、対象児童生徒の通常学級での授業や日常生活が、よりよく行えるよう取組みを進めております。

次に(3)についてお答えします。

本市では、まだ通級指導教室が未設置で、他校の通級指導を利用している学校もごございます。こうした状況の改善に向け、府に通級指導教室設置数の増要望をしているところです。

通級指導教室の設置にあたっては、特別支援学級は定数が8人、通級指導教室は定数が13人ということから、きめ細かくみてもらえるのかとの保護者からの声も聞かれます。そのため、児童生徒の状況や保護者のニーズをていねいに聞き取り、適切な学びの場の選択が必要となります。

また、通級指導教室を担当できる人材育成も大きな課題です。通級指導担当者の育成にあたっては、文部科学省が発行している「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の活用や、市教委主催による担当者向けの研修を実施しております。今後も経験の浅い教員について、学びながら指導力向上に努めていくことが重要だと考えるため、特別支援教育士等の資格を持つ教員を指導的立場として学校に派遣し、市内各校の通級指導教室における指導の支援を行ったり、通級指導教室未設置校の巡回訪問を行ったり、また担当教員の研修を実施するなど、通級指導教室の指導の充実に向け、より効果的な方法について検討してまいります。

## 5. 発達性読み書き障がい(ディスレクシア)について

- (1) 現状の把握と対応について
- (2) タブレットやデジタル教科書などによるサポートについて
- (3) 発達性ディスレクシア等発達障がいへの理解を促進するためのリーフレットなどを使った学習会や講演会を実施することについて

## 【答弁】

5. 発達性読み書き障がい(ディスレクシア)についての(1)から(3)について順次お答えいたします。

まず、(1)についてお答えいたします。

本市の各小中学校には、ディスレクシアの傾向のある児童生徒が、一定程度在籍していると認識しております。各小学校においては、そのような児童を早期に発見できるよう、小学校の早い段階で児童の読み書きの状況を学校が把握することで、個別の課題に応じた早期からの支援につなげております。また、専門的な知見をもった支援教育担当教員等による各学校への巡回相談を行い、適切な支援についての助言を行っております。

次に、(2)についてお答えいたします。

現在は1人1台端末の整備を完了し、各校の支援教育の中でも工夫を凝らしてICT活用に取り組んでおります。具体的には、視覚的な支援を行うため、タブレットを用いた板書の撮影や文章入力の外に、デジタル教科書のルビ振り機能等も活用し、それぞれの児童生徒に応じた対応や支援をすすめております。

加えて、デジジー教科書を利用すると、音声読み上げ機能の他、文章を読み上げる速さの調整や、読み上げた部分を視覚的に認識できるハイライト表示等もできますことから、本市教育委員会として利用登録を行い、各校での活用に取り組んでおります。

最後に、(3)についてお答えいたします。

本市の学校現場においては、様々な違いのある仲間をお互いに認め合うような集団づくりを大切にしており、時には保護者の協力を得ながら、周りの子どもたちに児童生徒の特性について話をしてもらう機会を設ける取組みを実施することもございます。また、保護者向けに入学説明会等で、学校で行っている支援のあり方について説明したり、市民向けにディスレクシアや発達障がい等について講演会を実施したりしております。こうした取組みや啓発活動を通じて、ディスレクシアに対する理解を促進し、適切な支援を行うことが重要であると考えております。

本市教育委員会といたしましては、議員お示しのようなリーフレットを有効に活用し、教員の校内研修をはじめ、児童生徒や保護者への周知・啓発に取り組んでまいります。

## 6. 本市における生命の安全教育について

- (1) 本市中学校における「がん教育」をさらに充実するために、外部講師などを活用することについて
- (2) 自己肯定感を育み、自分と相手を大切にする「生きる教育」をふまえた本市の取り組みについて（大阪市立田島南小中一貫校での「生きる教育」全学年公開授業を視察して）

## 【答弁】

まず、(1) についてお答えいたします。

中学校におけるがん教育につきましては、新たに学習指導要領に明記されたこともあり、更なる充実が求められております。

本市におきましても、子どもたちが、がんへの正しい知識や向き合い方を学ぶことができるよう、保健の時間を中心に大阪府より配付されているがん教育に係るパンフレット等も活用しながら、教員によるがん教育をすすめているところでございます。

議員ご指摘のがん教育における外部講師などの活用につきましては、コロナ前の令和元年度までは、大阪府の事業を利用しながら本市の一部の学校で実施しておりました。授業の中では、がんに対する基本的な知識だけでなく、もし、家族の誰かががん患者になった時、自分には何ができるのか、家族としてどのような役割を果たすべきなのかを考えられる場面なども設けられており、充実した内容となっております。

このように、本市教育委員会といたしましては、がん教育において外部講師などを活用することの有効性を深く認識しておりますことから、今後、本市の子どもたちに、がんに対して正しく向き合える姿勢を育むことができるよう、外部講師などを活用したがん教育の充実に取り組んでまいります。

次に(2) についてお答えいたします。

「生きる教育」は大阪市の小中学校を中心に実践されており、実践校では、キ

キャリア教育や性教育を軸に、子どもたちが自分の将来像や自分の命の大切さを考えることができるカリキュラムが編成されており、その効果として、子どもどうしの暴力が激減し、学力が向上したと聞き及んでおります。

議員お示しの「生きる教育」を、本市におきましては人権教育を中心に自己肯定感を育み、自分と相手を大切にする方法を学べる教育として取り組んでいるところでございます。

具体的に、自分の将来を考える教育の一つとして、SDG sとも関連させながら、自分の住む地域にはどのような課題があるのかを調査し、自分達には何ができるのかを考える中で将来の職業観を身に付けられるように取り組んでいる中学校がございいます。

また、性教育の中でも「自分の心と体を大切にすること」や「人とのつながり方」に深く関連する「デートDV」の問題につきましては、富田林市立保健センターの出前授業の中で、内閣府から出されている資料等を使用しながら、「デートDV」の実態、身近な危険性について講話をいただいております。

一方、議員ご紹介の「生きる教育」実践校では、キャリア教育の一貫として自分になりたい職業に必要な力をオークション形式で勝ち取るアクティビティーをとおり、ゲーム感覚で未来への設計図がえがける工夫がなされておりました。「デートDV」の授業におきましても、4コマ漫画を使いながら、そのストーリーの中にどのような暴力が含まれているのかを考え、いつ自分が加害者・被害者になるかも分からない、支配と依存のメカニズムを理解しやすくすることで、机上の学習に留まらず、より自分事ととし捉えられる工夫がなされておりました。

本市教育委員会といたしましても、自己肯定感を育み、自分と相手を大切にする方法を学ぶ「生きる教育」の理念には共感するものがあり、本市の子どもたちにとっても欠くことのできない力であると認識しております。そのため、今後も本市が大切にしている人権教育を中心に「生きる教育」の好事例を参考にしながら、自分も人も大切にできる子どもの育成を推進してまいりたいと考えております。

## 1 1. 市民の安心・安全のための見守りについて

## (2) 子どもの登下校時における見守りについて

①登下校に係る本市の I C T 活用状況について

② I C タグを活用した登下校における子どもたちの「見守りビーコン」の導入を求めて

## 【答弁】

1 1. 市民の安心・安全のための見守りについての (2) の①②につきまして、関連いたしますので、一括してお答えいたします。

本市では、現在、メール配信システム会社が提供するサービスを多くの小学校で利用しております。このシステムにつきましては、希望するご家庭がシステム会社より I C タグの貸与を受け、子どもたちがランドセルの中に携帯することで、校門を通過した情報がメールに配信されるものであります。しかしながら、校門を通過した情報は配信されるものの、自宅と学校間の細かな経路については、把握することができない仕組みとなっております。

議員ご提案の I C タグとビーコンを活用したシステムにつきましては、現在利用しているシステムでは収集できない細かな経路情報や、通過情報等を把握することができ、より安心安全な見守りにつながるものと認識しております。

しかしながら、細かな情報を取得するためには、ビーコンを利用するための設備を市内広範囲にわたり網羅的に整備する必要があり、その費用負担が課題となることが予想されます。また、すでに導入しているサービスから新たなシステムに移行するためには、保護者にも丁寧な周知を行う必要があると考えております。

本市教育委員会といたしましては、I C タグを活用した子どもたちの見守りについて、その効果や重要性を認識しておりますことから、加古川市をはじめ先進的に取り組みを進めている事例を参考にしながら調査研究を進めてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

2. 富田林の保育事業の充実をもとめて

(8) 富田林市の幼稚園、保育所のあり方基本方針について

② 幼稚園のトイレの改修と、保育室への早急なエアコン設置を

**【答弁】**

それでは、2. 富田林の保育事業の充実をもとめての(8)の②についてお答えいたします。

幼稚園トイレにつきましては、ご指摘のとおり、大半が和式便器となっております。

家庭においても、洋式トイレが主流となった状況において、トイレの洋式化は、早急に取り組む課題であると認識しております。

今後は市立幼稚園・保育所のあり方基本方針の策定後、速やかにトイレの洋式化に向け、取組みを進めてまいります。

保育室へのエアコン設置につきましては、子どもたちの健康を守り、より良い教育環境の実現に向け、現在、設置工事を進めているところであり、今月中に全ての園の保育室にエアコン設置を完了する予定となっております。

以上でお答えとさせていただきます。

3. 物価高騰のなかでの、市民の暮らしを応援する、緊急対策と施策を

(4) 学校給食の無償化の着手を

(5) 金額は少なくとも、市独自で大学生のために給付制の奨学金制度を

【答弁】

次に、(4)についてでございますが、実施にあたりましては、経常的に大きな財源を要するとともに、中学校給食におきましては、提供可能な食数を確保するため、施設や設備の新たな整備も必要となるなど、無償化には課題もございますが、保護者の負担軽減を図る効果的な施策について、引き続き研究してまいります。

次に、(5)につきましては、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、令和2年4月から、大学生等を対象とした授業料の減免や給付型奨学金制度が文部科学省により創設されましたことから、本市としましても、これまで行ってきた奨学金説明会や相談窓口の機会を通じて周知を図ってまいります。

## 1. 相次いで死傷者が出ってしまった富田林だんじり

- (1) 本市は、事故を防止するために何か対策をしていますか。また、今般の秋のだんじり祭りでは、どのような支援や関与をしていましたか
- (2) だんじりに巻き込まれた方の補償はどうなっていますか。
- (3) 本市は、だんじりという伝統文化をどのように認識していますか。
- (4) どのような変遷で現在のスピーカー付きの地車となったのでしょうか。
- (5) 事故が二度と起こらないよう、本市は警察とどのような連携をとっていますか。また、スピーカー騒音問題についても、今後どのように取り組むのかも含め、本市の対策をお聞かせ下さい。

## 【答弁】

1. 相次いで死傷者が出ってしまった富田林だんじりの(1)から(5)につきまして、関連いたしますので一括してお答えいたします。

南河内地域に受け継がれている秋祭りは、古くは江戸時代から五穀豊穰を祝う行事として、神社や町会等地域が主体となり催行され、現代まで脈々と受け継がれてきた地域固有の伝統文化でございます。

伝統文化を継承しつつも、それぞれの地域が工夫をこらし、だんじりの装飾など、時代の変遷とともにその時代に合った祭りへと歴史を積み重ねてこられたと認識しております。

新しいものを取り入れ日本文化が大きく変わってきたように、秋祭りにおいても時代時代に合せたものに変化していくことも南河内地域固有の伝統文化の特色のひとつであり、郷土愛の醸成に繋がるものと考えております。

このようなだんじりによる秋祭りの催行につきしては、これまで市として支援や関与はなく、地車にスピーカーを使用されるに至った経緯につきましても把握いたしておりません。また、今回の事故に巻き込まれた方への補償につきましても、当該町会で対応されるものと考えております。

なお、町総代会としまして、毎年、秋祭りが実施される際に、交通ルールを守るなどの法令の順守や、スピーカーの使用にあたっては十分に配慮することなど、  
お願いの文書をすべての町会・自治会に送付しております。

以上で答弁とさせていただきます。

## 6. とんだばやし発見出前講座について

本年11月12日、富田林きらめき創造館(通称T o p i c)において、財政課と行政課の出前講座及びS I Mとんだばやし2030の体験ゲームを企画していましたが、とんだばやし発見出前講座実施要綱第8条第1項第2号に該当するとして、取り消されました。同要綱8条は、次のとおり規定されています。

「推進本部は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本講座の実施を許可せず、開催中であっても講座を中止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とするおそれのあるとき。
- (3) 本事業の目的に反すると認められるとき。

2号の「政治、宗教又は営利を目的とするおそれのあるとき。」で中止することができるとするのは、あまりに広範と言わざるを得ません。

この点につき、堺市生涯学習まちづくり出前講座実施要綱は、第2条第2項第2号で『特定の政党又は宗教を支持し、又は反対することを目的とした集会等を行うおそれがあるとき。』と規定しています。

教育基本法第14条1項は、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と規定され、2項で「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定しています。

本市の規定の仕方であれば、教育基本法第14条に抵触するのではないでしょう。堺市生涯学習まちづくり出前講座実施要綱を参考にすべきと考えますが、本市の見解をお聞かせ下さい。

**【答弁】**

ご質問の6. とんだばやし発見出前講座について、につきましてお答えさせていただきます。

とんだばやし発見出前講座は、富田林市内の団体などが主催する学習活動の場に、本市が講師となる職員を派遣することにより、市政に関する市民の理解を深めて市民参加のまちづくりを進めるとともに、市民の学習機会の充実を図ることを目的としています。

生涯学習の理念を規定する教育基本法第3条を踏まえますと、「政治的教養は、教育上尊重されなければならない」とする教育基本法第14条第1項は、生涯学習にも及ぶものと考えます。その一方で、教育における政治的中立性確保の観点から、所定の政治教育や政治活動について制限する同条第2項にも十分に配慮する必要があります。

例えば、とんだばやし発見出前講座と併せて申請者が独自にイベントを実施するような場合において、その開催の場所、時間帯、独自イベントの内容、広報の方法等のいかんによっては、これらを一連のものとしてその全体が政治的な目的を持つものであるととらえた場合、あたかも本市が政治的な活動に関与しているという誤解が生じるおそれがあると考えております。

このような誤解を市民の皆さまに生じさせてしまうことこそ、教育基本法第14条第2項の法の趣旨に反するものであり、本市としましては、このような場合の講座の実施は控えざるを得ないと考えております。

このような事例も踏まえますと、講座の実施を許可しない場合の一つとして「政治・宗教又は営利を目的とするおそれのあるとき」と規定するとんだばやし発見出前講座実施要綱第8条第2号の規定は、教育基本法第14条を十分に踏まえたものであり、これに抵触するものではないと考えております。